

## 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：塩野宏）に諮り、その意見を踏まえて、平成 19 年 2 月 28 日、厚生労働省に対しあっせんします。

## （行政相談の要旨）

健康保険の被扶養者の認定に当たり、兄姉が弟妹を扶養している場合は同居の有無を問われないが、弟妹が兄姉を扶養している場合は、同居が必要とされている。

現在、私は自宅で重度の知的障害を持つ兄を扶養しているが、この制度の下では、同居するために遠距離通勤を余儀なくされるなどの支障が生じているため、重度の知的障害を持つ兄姉を扶養している場合は、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしい。

## （行政評価局の調査結果）

## ○ 制 度：被扶養者の範囲・要件（健康保険法第 3 条第 7 項）

- ・ 直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹 → 被保険者により生計を維持されていること（生計維持要件）が必要

三親等内の親族で上記以外（兄姉等） → 生計維持要件に加え、被保険者と同一の世帯に属すること（同一世帯要件）も必要

- ・ 兄姉と弟妹で要件に差を設けた理由（厚生労働省の説明）

→ 「兄姉等年長の者については、自活することが本来であるため」

（注）兄弟姉妹は一律に生計維持要件及び同一世帯要件が課されていたが、弟妹が勉学のために別居する場合に被扶養者となれるよう強く要望され、昭和 48 年の法改正により、現行制度となった。

## ○ 現 状

- ・ 昭和 48 年の法改正当時のような状況は変化し、弟妹と兄姉の場合で要件に差を設ける合理性・必要性は乏しい。

核家族世帯数・単身世帯数の増加、1 世帯平均構成人員の減少及び家族関係・家族機能の多様化が進展し、家督相続意識も希薄化

- ・ 一般職の職員の給与に関する法律は、「重度心身障害者」も扶養親族として扶養手当が支給

## （推進会議の検討結果）

厚生労働省は、弟妹に扶養されている兄姉の福祉を向上させる観点から、健康保険に係る被扶養者の認定要件を見直すことが必要

## （あっせん要旨）

弟妹の場合と同様に兄姉の場合においても、あるいは重度心身障害者についてはそのこと自体をもって、同一世帯要件を不要とする方向で健康保険法の見直しを検討することが必要

# 健康保険法における被扶養者の範囲の拡大

以下の措置を講ずることについて検討

## 現 状

### 被 扶 養 者 の 範 囲

<p>&lt;生計の維持&gt;要件のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）</li> <li>・ 配偶者</li> <li>・ 子</li> <li>・ 孫</li> <li>・ <b>弟妹</b></li> </ul>	<p>&lt;生計の維持&gt;と&lt;同一の世帯&gt;の要件</p> <p>被保険者の三親等内の親族で左記以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>兄姉</b></li> <li>・ 伯(叔)父、伯(叔)母</li> <li>・ その他の親族</li> </ul>
--	--

+

## 改 善 策

- ・ **兄姉**を追加  
(あるいは**重度心身障害者**を追加)

兄姉を弟妹と同様に、あるいは重度心身障害者であること自体をもって、同一世帯要件を不要とする方向での見直し

(説 明)

- ① 弟妹と兄姉で要件に差を設けた理由→「兄姉等年長の者は、自活することが本来」

(注) 弟妹が勉学のために別居する場合に被扶養者となれるよう強く要請され、昭和48年の法改正により、現行制度へ変更

- ② 昭和48年の法改正当時のような状況は変化

- ・ 核家族世帯数・単身世帯数の増加
- ・ 1世帯平均構成人員の減少
- ・ 家族関係・家族機能の多様化
- ・ 家督相続意識の希薄化

弟妹と兄姉の場合で要件に差を設ける合理性・必要性は乏しい

## 改 善 効 果

弟妹に扶養されている兄姉の福祉の向上

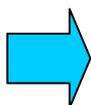
## 資料 2

### 健康保険法における被扶養者の範囲及び要件

#### (被扶養者の範囲)

#### (要件)

- ・ 直系尊属  
(曾祖父母、祖父母、父母)
- ・ 配偶者
- ・ 子
- ・ 孫
- ・ **弟妹**



・ 生計の維持

第3条第7項第1号

- 被保険者の三親等内の親族で上記以外のもの
- ・ **兄姉**
  - ・ 伯(叔)父、伯(叔)母
  - ・ その他の親族

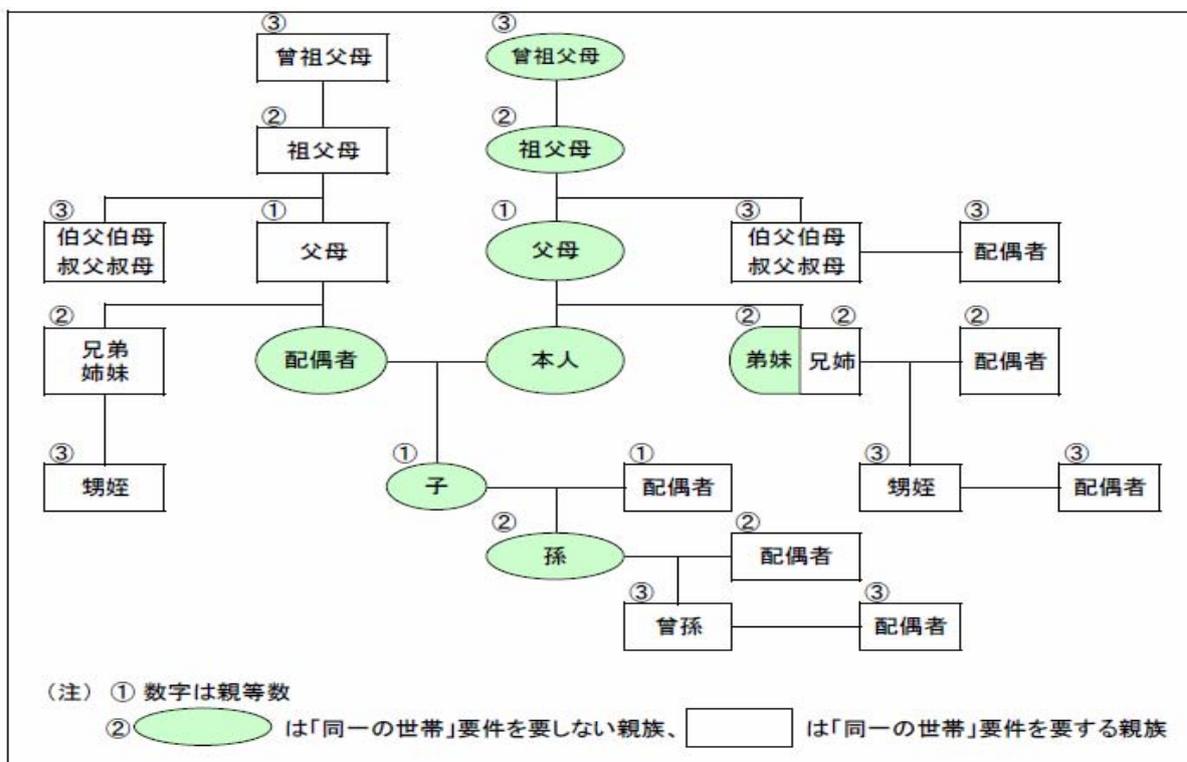


・ 生計の維持  
・ 同一の世帯

” 第2号

#### (参考)

#### 健康保険法における被扶養者の範囲図



## 資料 3

### 健康保険・共済制度における被扶養者の範囲

#### ○ 健康保険法（大正11年法律第70号）

（定義）

第3条

7 この法律において「**被扶養者**」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫及び**弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 二 **被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの**
- 三及び四 （略）

#### ○ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 **被扶養者** 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
  - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び**弟妹**
  - ロ **組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの**
  - ハ （略）

#### ○ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 **被扶養者** 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
  - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び**弟妹**
  - ロ **組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの**
  - ハ （略）

（参考）

#### ・ 民法（明治29年法律第89号）

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び**兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。**

2 及び 3 （略）

## 資料 4

### 被扶養者の認定要件について弟妹と兄姉とで取扱いに差異が生じた理由

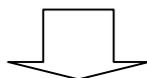
法律名	改正年等	弟妹の同一世帯要件を外した理由	弟妹を認め兄姉を除外した理由
健康保険法 (厚生労働省所管)	昭和48年 改正	弟妹が勉学の必要から別居しなければならないような場合に被扶養者となることができないのは不合理	兄姉等年長の者は自分で自活することが本来であるため、弟妹等の場合と取扱いを異にしている
国家公務員 共済組合法 (財務省所管)	昭和33年 改正	弟妹が遠方に就学しているためにどうしても同居が困難な場合、実質的には苦しい中、一生懸命扶養しているにもかかわらず被扶養者とする事ができないというのは不合理	—
地方公務員 等共済組 合法(総務省所 管)	昭和37年 制定	国家公務員共済組合法の取扱いを踏まえ、弟妹に係る同居要件を緩和する形で当初から規定	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「改正年等」欄は、弟妹と兄姉における取扱いに差異が生じた法改正(制定)の年である。

(参考) 健康保険法の改正内容

・従前の内容：兄姉弟妹とも「生計維持」及び「同一世帯」要件が必要

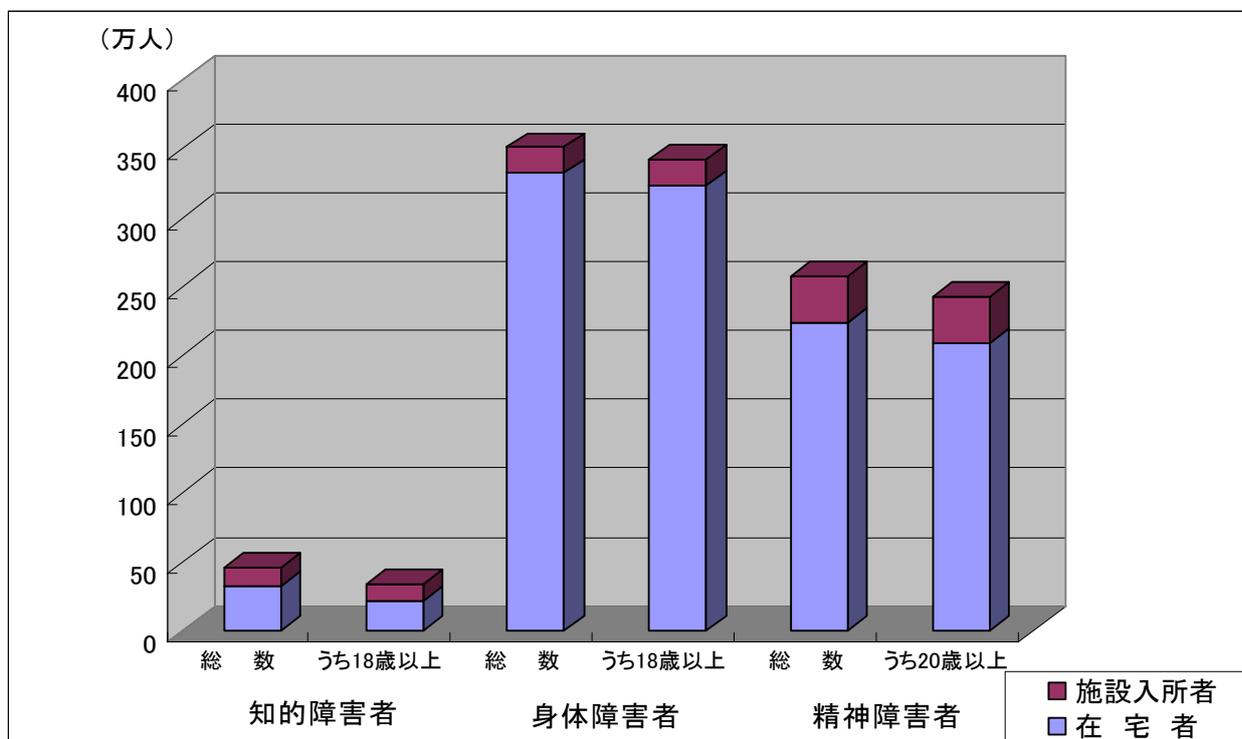


・昭和48年改正内容：弟妹については「生計維持」要件のみ必要

兄姉については「生計維持」及び「同一世帯」要件が必要

## 資料 5

### 障害者数等



(単位：万人、%)

	総数	在宅者		施設入所者	
		構成比	構成比	構成比	構成比
知的障害者	45.9	32.9	71.7	13.0	28.3
うち18歳以上	34.2	22.1	64.6	12.1	35.4
身体障害者	351.6	332.7	94.6	18.9	5.4
うち18歳以上	342.6	324.5	94.7	18.1	5.3
精神障害者	258.4	223.9	86.6	34.5	13.4
うち20歳以上	243.6	209.5	86.0	34.1	14.0
合計	655.9	589.5	89.9	66.4	10.1

(注) 1 厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成12年)、「身体障害児・者実態調査」(平成13年)、「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」(平成15年)による。

2 知的障害者：知的機能障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者

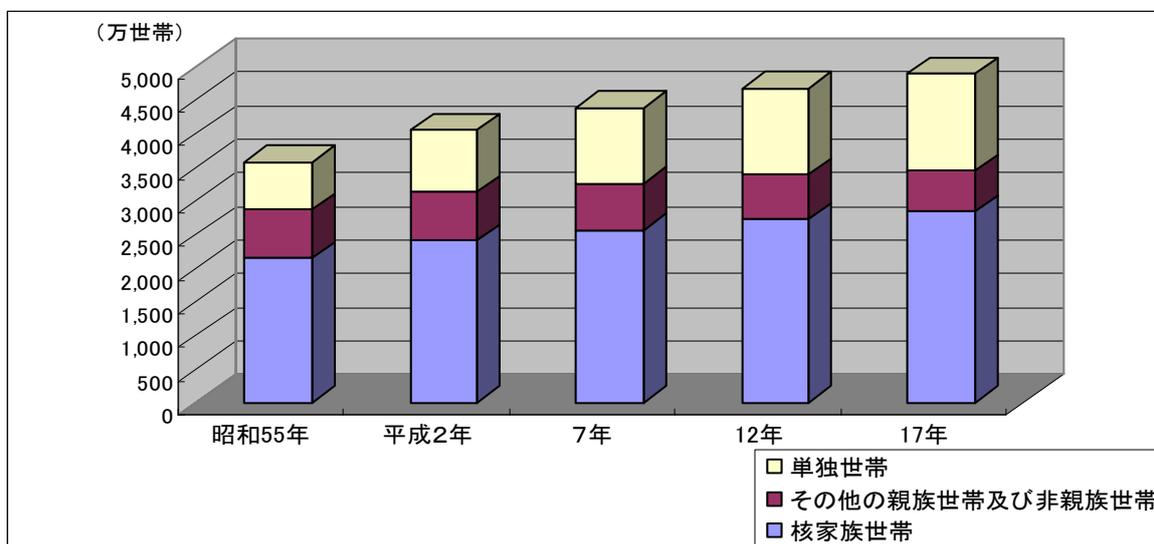
身体障害者：身体障害者福祉法に基づき、身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者

精神障害者：総合失調症(従前の精神分裂病)、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者

## 資料 6

### 世帯の家族類型別の経年別推移等

#### 1 家族類型別一般世帯数（10月1日現在）



（単位：万世帯、％）

年次	総数	核家族世帯		その他の親族世帯 及び非親族世帯		単独世帯	
			構成比		構成比		構成比
昭和55年	3,582	2,159	60.3	712	19.9	711	19.8
平成2年	4,067	2,422	59.5	706	17.4	939	23.1
7年	4,390	2,576	58.7	690	15.7	1,124	25.6
12年	4,678	2,733	58.4	654	14.0	1,291	27.6
17年	4,906	2,839	57.9	621	12.6	1,446	29.5

（資料：総務省「国勢調査報告」）

#### 2 一般世帯の1世帯当たり人員（10月1日現在）

年次	世帯人員（万人）	1世帯当たり人員（人）	昭和45年を100とした指数
昭和45年	10,335	3.41	100.0
平成2年	12,155	2.99	87.7
7年	12,365	2.82	82.7
12年	12,472	2.67	78.3
17年	12,497	2.55	74.8

（資料：総務省「国勢調査報告」）

= 参 考 =

**〔行政苦情救済推進会議〕**

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）。

会議の現在のメンバーは、次のとおり。

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (座長) 塩野 宏 | 東亜大学大学院総合学術研究科教授・東京大学<br>名誉教授 |
| 大森 政輔     | 元内閣法制局長官                      |
| 大森 彌      | 東京大学名誉教授                      |
| 加賀美幸子     | 千葉県女性センター名誉館長                 |
| 加藤 陸美     | (社)全国国民年金福祉協会連合会理事長           |
| 田村 新次     | 中日新聞社本社参与                     |
| 堀田 力      | さわやか福祉財団理事長、弁護士               |

**行政苦情救済推進会議での主な意見**

- 弟妹と兄姉の取扱いの違いを救済するのが本質である。
- 弟妹であろうと兄姉であろうと、知的障害者であることには変わりはないはずである。